

2 監視委員会の活動実績

2-1 告発事件一覧表

1 告発件数一覧表

(単位：件)

区分	4年7月～5年6月	5年7月～6年6月	6年7月～7年6月
告発件数	1	1	3

2 告発事件の概要一覧表

事件	告発年月日	関係条文	告発事実の概要	検察庁の処分	備考
1	5.5.21	旧証取法第125条第1項、第2項 同法第27条の23第1項等	① 被告発人A及びBは、共謀の上、仮装売買を行うとともに、株価を大幅に引き上げる相場操縦を行った。 ② 被告発人Aは、上記売買取引の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。	①につき平成5年8月16日東京地裁に起訴 ②につき平成5年8月16日東京地裁に起訴	6.10.3 東京地裁 A 懲役2年6月 (執行猶予4年) B 懲役2年 (執行猶予3年)
2	6.5.17	旧証取法第197条第1項第1号の2等	被告発人B及びCは、共謀の上、被告発会社Aの業務に関し、架空売上の計上等により、有価証券報告書に虚偽の記載をした貸借対照表等を掲載し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。	B及びCにつき平成6年6月13日東京地裁に起訴	公判係属中

3	6. 10. 14	証取法 第 166条 第 1 項、第 2 項、 第 3 項 等	日本商事株式会社の業務 等に関する重要事実を知った同社管理職社員を含む被告発人32名は、当該重要事実が公表される前に、同社の株式の売り付け（内部者取引）を行った。	25名（告発を受けていない者 1名を含む）につき平成6年12月20日大阪地裁等に起訴	大阪地裁 1名 公判係属中 6.12.20 大阪簡裁 24名 罰金 20～50万円
4	7. 2. 10	証取法 第 166条 第 1 項、第 2 項 等	新日本国土工業株式会社の業務等に関する重要事実を知った同社の契約締結者である被告発会社A社の役職員B及びC並びに被告発会社D社の代表取締役Eは、当該重要事実が公表される前に、A社及びD社が所有する新日本国土工業株式会社の株式の売り付け（内部者取引）を行った。	平成7年3月24日東京簡裁に起訴	7. 3. 24 東京簡裁 罰金 A社 50万円 B 50万円 C 20万円 D社 30万円 E 30万円
5	7. 6. 23	証取法 第 158条 等	テーエスデー株式会社の代表取締役である被告発人Aは、同社の株式の価格を騰貴させるため、虚偽の事実を発表し、もって、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって風説を流布した。	平成7年7月26日東京地裁に起訴	—

2-2 勘告実施状況一覧表

1 勘告実施件数一覧表

(単位：件)

区分	4年7月～5年6月	5年7月～6年6月	6年7月～7年6月
勘告件数	2	13	5
検査結果に基づく勘告	2	12	5
監視委員会の行った検査に基づく勘告	1	7	—
財務局等の行った検査に基づく勘告	1	5	5
犯則事件の調査に基づく勘告	—	1	—

2 勘告事案の概要一覧表

(平成4年7月～5年6月)

一連番号	勘告実施年月日 (区分)	勘告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	4.12.22 (検査)	<p>(1) 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為</p> <p style="text-align: center;">〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第2号〕</p> <p>証券会社の役員は、複数の顧客が保有する有価証券の含み損を表面化させないため、平成元年8月から2年10月にかけて、会社に無断で、顧客が時価を大幅に上回る価格により他の顧客と有価証券の直取引を行うことの仲介（いわゆる「飛ばし取引」）を行った。</p> <p>同社は、上記の行為を2年10月に把握したが、会社の判断でその後も、一部の取引について、上記と同様の行為を行った。</p>	<p>会社に対する処分 支店第一事業法人部及び第二事業法人部の業務停止（1週間）</p> <p>外務員に対する処分 登録取消し</p>

		<p>(2) 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為 <small>[旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第3号]</small></p> <p>上記証券会社は、自社転換社債の価格の下落に伴い、含み損を抱えることとなった一部の顧客からの苦情に対して、一定の利益を提供せざるを得ないと判断し、同転換社債について、あらかじめ他の顧客に売買の発注を依頼した上、平成2年4月、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら、当該顧客の売買注文を受託、執行した。</p> <p>なお、これらの行為には、役職員3人が関与していた。</p>	<p>会社に対する処分 転換社債ワラント部の転換社債に係る自己売買業務の停止（4週間） 外務員に対する処分 登録取消し</p>
2	5.6.18 (検査)	<p>○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 <small>(証取法第50条第1項第3号)</small></p> <p>証券会社の本店職員は、平成4年7月から9月までの間、含み損を抱える複数の顧客からの株式の信用取引の受託に際し、売買の別及び銘柄については顧客の個別の取引ごとの同意を得るもの、数及び価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき、自らの判断で取引を行った。</p>	<p>外務員に対する処分 職務停止（2週間）</p>
合 計 (検査 2件) 2 件 (調査 一件)			

(平成5年7月～6年6月)

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	5.8.4 (検査)	<p>○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引</p> <p style="margin-left: 2em;">〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号〕</p> <p>証券会社の支店職員は、自らの利益を追求するため、昭和63年5月から平成4年3月までの間、特定顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引による株式の売買を多数回（売買回数約200回、売買株数約40万株）にわたって行った。</p>	<p>外務員に対する処分 職務停止（3週間）</p>
2	5.8.18 (検査)	<p>○ 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為</p> <p style="margin-left: 2em;">〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第2号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第2号〕</p> <p>証券会社の役職員5人は、複数の顧客から含み損の発生について責任を追求されたため、平成元年8月から3年5月までの間及び2年7月から3年10月までの間、会社に無断で顧客が時価を大幅に上回る価格により他の顧客と有価証券の直取引を行うことの仲介（いわゆる「飛ばし取引」）を行った。</p> <p>同社は、上記の行為を3年5月及び3年10月に把握したが、会社の判断でその後も、3年6月から4年9月にかけて、上記と同様の行為を行った。</p>	<p>会社に対する処分 支店第一事業法人部及び第二事業法人部の業務停止（10日間）</p> <p>外務員に対する処分 登録取消し</p>

3	5.9.3 (調査)	<p>○ 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為</p> <p style="margin-left: 2em;">〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第3号〕</p> <p>証券会社11社の職員13人は、監視委員会が告発した日本ユニシス株式会社株式の相場操縦事件に關し、犯則嫌疑者が、株価の引上げを図っていることを知りながら、平成2年9月から3年5月までの間、当該売買注文の受託、執行を行った。なお、上記のうち3社については、会社としての違法行為が認められた。</p>	<p>会社に対する処分 3社の支店等の株式売買に係る受託業務の停止（5日間、3日間、2日間）</p> <p>外務員に対する処分 登録取消し、職務停止（6か月間、3か月間、1か月間）</p>
4	5.10.4 (検査)	<p>○ 外務員の職務に関する著しく不適当な行為</p> <p style="margin-left: 2em;">〔外務員の、名義貸し、仮名取引の受託等を含む不適切な行為が証取法第64条の3第1項第2号の「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」に該当。〕</p> <p>証券会社の支店職員は、平成元年11月から2年12月までの間、複数の顧客の株式の売買について、自己の友人等の名義及び住所を積極的に使用させ、多数回にわたって売買注文の受託、執行を行った。</p>	<p>外務員に対する処分 職務停止（1か月間）</p>
5	5.12.21 (検査)	<p>(1) 作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為</p> <p style="margin-left: 2em;">〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第3号〕</p> <p>証券会社は、平成3年3月、大口客で今後一層の取引の拡大が見込まれる特定法人の有価証券取引において発生した損失の一部を補てんするため、トビックスオプションについて、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべく、自己勘定による対当売買を行い、この結果、形成された相場による取引を通じ、当該顧客に対し利益の供与を行った。</p>	<p>会社に対する処分 本店株式部の自己勘定による株価指數オプション取引業務の停止（20日間）</p>

		<p>(2) 有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第3号〕</p> <p>上記証券会社の支店職員2人は、同支店の成績向上を図るため、平成元年2月から2年2月までの間、投資信託の販売に際し、一部の顧客に対して、投資元本を保証して勧誘を行った。</p>	外務員に対する処分 職務停止(2週間、 1週間)
6	6.2.8 (検査)	<p>○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕</p> <p>証券会社の本店職員2人は、平成4年1月から5年7月までの間、上司より紹介された特定顧客の株式の売買取引に關し、売買の別、銘柄及び数については個別の取引ごとに事前に顧客の同意を得るもの、価格については一任を受けることを内容とする契約を締結して取引を行った。</p>	外務員に対する処分 職務停止(3週間、 2週間)
7	6.3.11 (検査)	<p>(1) 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第5項に基づく旧健全性省令第1条第2号〕</p> <p>証券会社の役職員11人は、複数の顧客から含み損の発生について責任を追求されたため、昭和61年10月から平成2年5月にかけて、会社に無断で、顧客が時価を大幅に上回る価格により他の顧客と有価証券の直取引を行うことの仲介(いわゆる「飛ばし取引」)を行った。 同社は、上記の行為を2年5月に把握したが、会社の判断でその後も、2年5月から3年5月にかけて、一部の取引について、上記と同様の行為を行った。</p>	会社に対する処分 本店事業法人部の業務停止(10日間) 外務員に対する処分 登録取消し、職務停止(6か月間、 3か月間)

	<p>(2) 有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為 (旧証取法第50条第1項第3号)</p> <p>① 上記証券会社は、昭和60年8月から平成3年9月にかけて、複数の顧客との有価証券取引に際し、当該顧客に対し、有価証券の取引につき元本保証を行う旨の覚書の差し入れを行った。 なお、これらの行為には、役職員9人が関与していた。</p> <p>(注) 上記(1)と、役職員8人が重複している。</p> <p>② 上記証券会社の支店職員は、株式手数料の確保を目的として、元年11月、特定顧客との株式の売買取引に際し、当該顧客に対し、取引により生じる損失について別途の方法により取り戻すことを約束して勧誘を行った。</p>	
	<p>(3) 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引</p> <p>〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号〕</p> <p>上記証券会社の支店職員は、遊興費を捻出する等のため、平成3年5月から5年5月までの間において、複数の顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回(売買回数約200回、売買株数約30万株)にわたって行った。</p>	<p>外務員に対する処分 職務停止(2週間)</p> <p>外務員に対する処分 職務停止(3週間)</p>

8	6. 4. 26 (検査)	<p>○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引</p> <p>〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号〕</p> <p>証券会社の支店職員は、投機的利益の追求及び手数料実績の向上を図るため、昭和63年3月から平成5年10月までの間において、自己の実子名義の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引等による株式の売買を多數回（売買回数約400回、売買株数約160万株）にわたって行った。</p>	外務員に対する処分 職務停止（1か月間）
9	6. 4. 26 (検査)	<p>○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引</p> <p>〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号〕</p> <p>証券会社の役員は、投機的利益の追求及び会社の営業成績の向上を図るため、昭和59年9月から平成6年1月までの間、自己の友人名義の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引等による株式の売買を多數回（売買回数約2,000回、売買株数約210万株）にわたって行った。</p>	外務員に対する処分 職務停止（2か月間）
10	6. 4. 26 (検査)	<p>○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕</p> <p>証券会社の本店職員は、平成4年1月から5年5月までの間、特定顧客の転勤に伴う取引量の減少を懸念して、当該顧客との株式の売買取引の受託に際し、売買の別、銘柄、数及び価格について、個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った。</p>	外務員に対する処分 職務停止（1か月間）

11	6. 6. 7 (検査)	<p>(1) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕</p> <p>証券会社の支店職員3人は、平成4年3月、上司より紹介された特定顧客の株式等の売買取引の受託につき、單一口座では取引ロットが大きくなり目立つことから、複数の仮名口座を使用し、銘柄、数及び価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めができる旨の契約を締結し、5年2月までの間、取引を行った。</p> <p>(2) 有価証券の売買に關し虚偽の表示をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第1号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第1号〕</p> <p>上記証券会社の支店職員のうち1人は、平成3年5月及び4年3月、上記取引一任勘定取引の契約を締結する際、当該取引における運用成績が著しく悪化していたため、当該顧客に対し、事実と相違する運用状況メモを示して虚偽の報告を行い、もって有価証券の時価等に關し虚偽の表示をした。</p> <p>(3) 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号〕</p> <p>上記証券会社の本店職員は、投機的利益の追求及び営業成績の向上を図るために、昭和61年12月から平成4年5月までの間ににおいて、特定顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式やワラント等の売買を多數回（株式：売買回数約200回、売買株数約30万株、ワラント：売買回数約20回、売買数量約300枚）にわたって行った。</p>	外務員に対する処分 登録取消し 職務停止（1か月間、3週間）
----	-----------------	--	--------------------------------------

12	6. 6. 17 (検査)	<p>○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕</p> <p>証券会社の支店職員は、特定顧客の勤務の都合により取引の連絡が取りにくくなつたため、平成4年8月から5年2月までの間、当該顧客との株価指数オプション取引の受託に際し、顧客から取引の総額の指示を受け、オプションを付与する立場の当事者となるか、または、取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額について、顧客に個別の取引ごとの同意を得ないで取引をすることができる旨の契約を締結し、取引を行つた。</p>	外務員に対する処分 職務停止(3週間)
13	6. 6. 21 (検査)	<p>(1) 有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第3号〕</p> <p>証券会社3支店の職員3人は、それぞれ営業成績を挙げるため、平成元年9月から3年5月までの間において、特定顧客との投資信託等の取引に際し、当該顧客に対し、取引により損失が生じた場合には、その損失の全部を負担することを約束して勧誘を行つた。</p> <p>(2) 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第2号〕</p> <p>上記証券会社の支店職員のうち1人は、営業成績を挙げるため、平成2年7月から3年6月にかけて、複数の顧客との投資信託の取引に際し、当該顧客に対し、当該顧客が保有していた投資信託を時価を上回る価格で買い取ること等を約束して勧誘を行つた。</p>	外務員に対する処分 登録取消し 職務停止(1か月間)
合 計 (検査 12件) 13 件 (調査 1件)			

(平成 6 年 7 月～7 年 6 月)

一連番号	勧告実施年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	6. 9.19 (検査)	<p>○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕</p> <p>証券会社の本店職員は、平成4年1月から6年3月までの間、自己の手数料収入の増加を目的として、複数の顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、また、他の複数の顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数については顧客の同意を得るもの、価格について顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、それぞれ当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った。</p>	外務員に対する処分 職務停止（3か月間）
2	6. 10.14 (検査)	<p>○ 投機的益の追求を目的とした有価証券の売買取引</p> <p>〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号〕</p> <p>証券会社の営業所職員は、平成2年11月から6年5月までの間、利益の追求及び営業成績の向上を図るため、義父名義の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引等による株式の売買を多数回（売買回数約330回、売買株数約90万株）にわたって行った。</p>	外務員に対する処分 職務停止（1か月間）

3	6.10.14 (検査)	<p>○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引</p> <p>〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号〕</p> <p>証券会社の本店職員は、昭和56年10月から平成6年6月までの間において、投機的利益の追求及び手数料の実績作りを図るために、義弟名義の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引等により株式の売買を多回(売買回数約850回、売買株数約880万株)にわたって行った。</p>	外務員に対する処分 職務停止（1か月間）
4	6.10.14 (検査)	<p>○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕</p> <p>証券会社の支店職員は、平成4年11月から6年6月までの間、既知であった特定顧客より投資経験等が浅いことから取引の相談を受け、当該顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格について、個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った。</p>	外務員に対する処分 職務停止（1か月間）
5	6.10.28 (検査)	<p>(1) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕</p> <p>証券会社の本店職員は、平成4年3月から6年3月までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、当該顧客の勤務の都合により取引の連絡がとりにくいくことから、売買の別及び銘柄については個別の取引ごとの同意を得ているものの、数及び価格については、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を多回にわたり締結し、それぞれ当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った。</p>	外務員に対する処分 職務停止（1か月間）

	<p>(2) 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引</p> <p>〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号〕</p> <p>上記証券会社の役員は、平成3年2月から6年3月までの間、自己の資産運用を図るため、友人名义の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引等による株式の売買及び株価指數先物取引を多数回（株式：売買回数約250回、売買株数約450万株、株価指數先物取引：売買回数約10回、売買数量約100枚）にわたって行った。</p>	外務員に対する処分 職務停止（2か月間）
合 計	〔検査 5 件〕 5 件〔調査 一件〕	

(注) 勘告実施年月日欄における区分において、「(検査)」とは、検査の結果に基づく勧告をいい、「(調査)」とは、犯則事件の調査の結果に基づく勧告をいう。

3 法令違反等の内容別内訳一覧表

(単位:社、人)

法令違反等の内容	4年7月～ 5年6月		5年7月～ 6年6月		6月7月～ 7年6月		計	
	会社	個人	会社	個人	会社	個人	会社	個人
取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕		1		7		3		11
有価証券の売買に關し虚偽の表示をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第1号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第1号〕					1			1
特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第2号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第2号〕	1	1	2	13			3	14
作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第3号〕			1				1	
作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第3号〕	1	2	*3	*13			4	15

投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号〕			5	3	8
有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第3号〕		1	15		1 15
外務員の職務に関する著しく不適当な行為 〔外務員の、名義貸し、仮名取引の受託等を含む不適切な行為が証取法第64条の3第1項第2号の「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」に該当〕					
計	2(1)	4(4)	7(6)	55(45)	—(—) 6(6) 9(7) 65(55)

- (注) 1 「会社」とは、勧告の対象となった法令違反等の行為が、行政処分に相当すると認められ、会社の行為として処分された証券会社をいう。
- 2 「個人」とは、勧告の対象となった法令違反等の行為が、行政処分に相当すると認められ、個人の行為として処分された役職員をいう。
- 3 会社または個人において、複数の法令違反等が認められた場合は、それぞれ計上している。なお、括弧書きは、重複を除いた実数である。
- 4 *印の数値は、全て日本ユニシス㈱株式の相場操縦事件関連の勧告に係るものである。

2-3 建議実施状況一覧表

1 建議実施件数一覧表

(単位：件)

区分	4年7月～5年6月	5年7月～6年6月	6年7月～7年6月
検査結果に基づく建議	—	—	—
犯則事件調査の結果に基づく建議	—	1	—

2 建議事案の概要一覧表

建 譲 年 月 日	建 譲 の 内 容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期す観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に關し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。

2-4 検査実施状況一覧表

1 検査実施状況

区分	平成4検査事務年度 (4年7月~5年6月)	平成5検査事務年度 (5年7月~6年6月)	平成6検査事務年度 (6年7月~7年6月)
証券会社検査	84社	87社	85社
国内証券会社 (監視委員会) (財務局等)	78社 (9社) (69社)	79社 (9社) (70社)	79社 (10社) (69社)
外国証券会社 (監視委員会) (財務局等)	6社 (6社) (一)	8社 (8社) (一)	6社 (6社) (一)
支店単独検査	17支店	17支店	22支店
証券業務の認可を受けた金融機関検査	11機関 (3機関) (8機関)	13機関 (3機関) (10機関)	11機関 (1機関) (10機関)

(注) 1 上記の計数は、着手件数である。

2 「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区分	平成4検査事務年度 (4年7月~5年6月)	平成5検査事務年度 (5年7月~6年6月)	平成6検査事務年度 (6年7月~7年6月)
国内証券会社	103	111	108
外国証券会社	60	43	47
証券業務の認可を受けた金融機関	16	20	15

(注) 臨店期間分について算出したものである。

2-5 取引審査実施状況一覧表

(単位：件)

区分	4年7月~5年6月	5年7月~6年6月	6年7月~7年6月
価格形成に関するもの	154	162	111
内部者取引に関するもの	12	50	62
その他	4	5	22
合 計	170	217	195
監視委員会	75	102	107
財務局等	95	115	88

2-6 大蔵大臣の行う金融機関等の検査実施状況一覧表

1 金融機関等の検査実施状況

区分	平成4検査事務年度 (4年7月~5年6月)	平成5検査事務年度 (5年7月~6年6月)	平成6検査事務年度 (6年7月~7年6月)
金融機関等検査	249機関	282機関	285機関
銀行	52行	63行	61行
信用金庫	188金庫	211金庫	215金庫
保険会社	9社	8社	9社
外国為替検査	54機関	65機関	71機関
外国為替公認銀行	47行	58行	65行
商社等	7社	7社	6社
証券会社等検査	191社	164社	176社
証券会社	100社	90社	102社
証券投資信託委託会社	4社	4社	4社
投資顧問会社	87社	70社	70社

(注) 上記の計数は、着手件数である。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区分	平成4検査事務年度 (4年7月~5年6月)	平成5検査事務年度 (5年7月~6年6月)	平成6検査事務年度 (6年7月~7年6月)
〔金融機関等検査〕			
銀 行	133	115	124
信 用 金 庫	59	58	59
保 険 会 社	88	84	107
(平 均)	(77)	(70)	(72)
〔外国為替検査〕			
外 国 為 替 公 認 銀 行	54	39	39
商 社 等	13	13	23
(平 均)	(48)	(36)	(37)
〔証券会社等検査〕			
証 券 会 社	37	46	39
証券投資信託委託会社	46	67	75
投 資 顧 問 会 社	8	9	10
(平 均)	(21)	(29)	(24)

(注) 臨店期間分について算出したものである。

2-7 一般からの情報の受付状況一覧表

(単位：件)

区分		4年7月～5年6月	5年7月～6年6月	6年7月～7年6月
情報の受付形態	電話	317	234	175
	書	148	123	122
	訪	32	46	40
	合計	497	403	337
情報の内容	個別銘柄に関するもの	149	134	128
	証券会社の営業姿勢等に関するもの	190	183	132
	監視委員会や行政に対する意見、問い合わせ等	158	86	77
	合計	497	403	337